

# 建設副産物 現場分別マニュアル（案）

## 目次

1. 本マニュアルの活用について .....	1
2. 現場分別することの意義 .....	3
3. 現場分別のポイント .....	5
4. 現場分別の実施について .....	7
5. 現場分別を実施する上での留意事項 .....	13
参考資料1：分別容器の種類	
参考資料2：現場啓発用ポスター例	
別紙：建設副産物現場分別品目区分表(案) .....	19

平成31年3月

沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

## 1. 本マニュアルの活用について

本マニュアルは、施工業者の皆さんが官公庁工事・民間工事において、現場分別を実施する際に参考としていただくよう作成しました。各現場にてご活用いただき、建設混合廃棄物の排出量削減等に活かしていただけると幸いです。

建設資材廃棄物の現場分別は、(1)法律に従って行う分別と、(2)施工業者の皆さん自らが自主努力において行う分別があります。

### (1)法律に従って行う分別※

- 「建設リサイクル法」で定められている「特定建設資材廃棄物」のコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材は、対象建設工事の場合、どのような時でもしっかりと分別しなければなりません。
- 「建設リサイクル法」第2条第3項において、分別解体とは、解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されているため、現場で分別しつつ解体工事を行うことが必要です。

※分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、1) 建築物の解体工事では床面積 80m<sup>2</sup> 以上、2) 建築物の新築又は増築の工事では床面積 500m<sup>2</sup> 以上、3) 建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が 1 億円以上、4) 建築物以外の工作物の解体工事又は新設工事等では請負代金が 500 万円以上と定められています。

### (2)自らが自主努力において行う分別

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材以外の建設廃棄物は、「建設リサイクル法」では分別や再資源化が義務付けられていませんが、これら特定建設資材廃棄物以外の廃棄物であっても分別することによって、以下に示すような社会的なニーズや地元・地域の環境保全対策に有効となります。

- コスト縮減
- 建設混合廃棄物の排出量削減
- 資源循環型社会への貢献（リサイクルの推進） 等

本マニュアルは、上記の何れにも対応することを前提とし、「土木工事」、「新築工事」、「解体工事」の各現場において適切な現場分別を行うために活用いただくことを目的に作成したものです。

下図の□表示は、**本マニュアルを活用する場面の例**を示します。

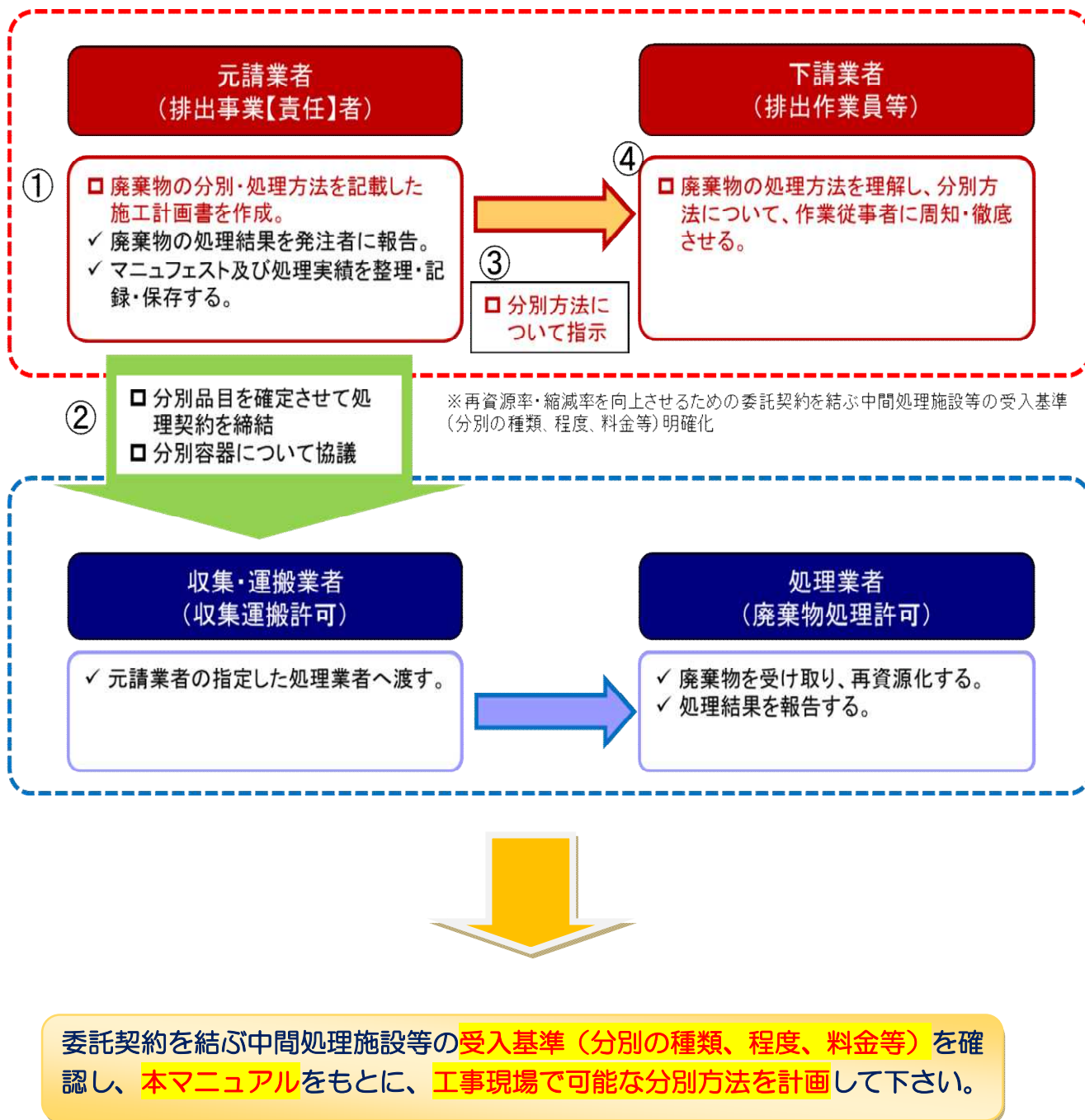


図1 分別マニュアルを活用する場面の例

## 2. 現場分別することの意義

建設混合廃棄物の現場における分別の徹底が不可欠です

建設混合廃棄物には多種多様な品目が含まれ、その性質上、そのままでは再資源化が困難です。そのため、分別せずにそのまま排出すると最終処分場の残余容量を圧迫してしまいます。

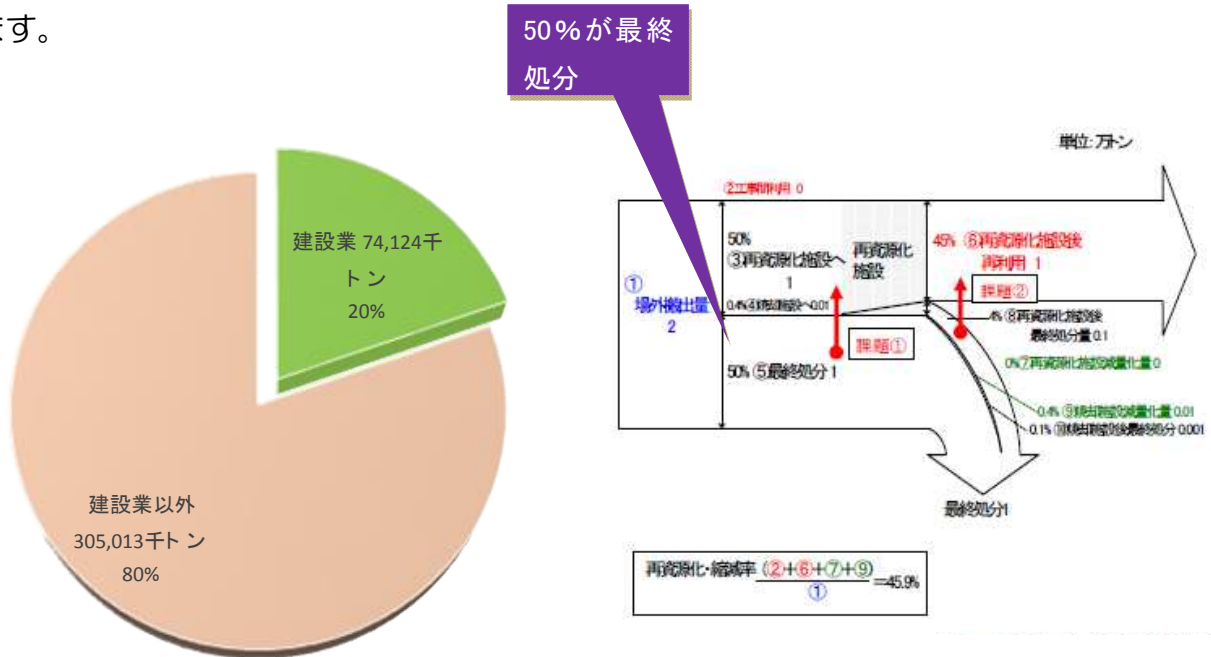


図2 産業廃棄物の業種別排出量（全国値）

参考：産業廃棄物排出・処理状況調査（環境省：平成24年度実績）

図3 建設混合廃棄物のリサイクルフロー（沖縄）

参考：建設副産物実態調査（国土交通省調査：平成24年度実績）

現場分別の徹底による建設混合廃棄物の最終処分量の削減が重要です

最終処分場の残余容量が逼迫している現在、建設廃棄物の最終処分量の削減は喫緊の課題です。

建設混合廃棄物は、そのままでは再資源化が困難なため、最終処分量を削減するためには、現場分別を徹底することによって、排出量を削減することが重要です。

下図にあるように、建設混合廃棄物の中で実際に再利用できないのは、「分別不可能物」と判断される14%分と想定されます。

従って、残りの86%に相当するものは分別することで再資源化が可能になり、再資源化可能物として搬出することで最終処分量を最小化することができます。

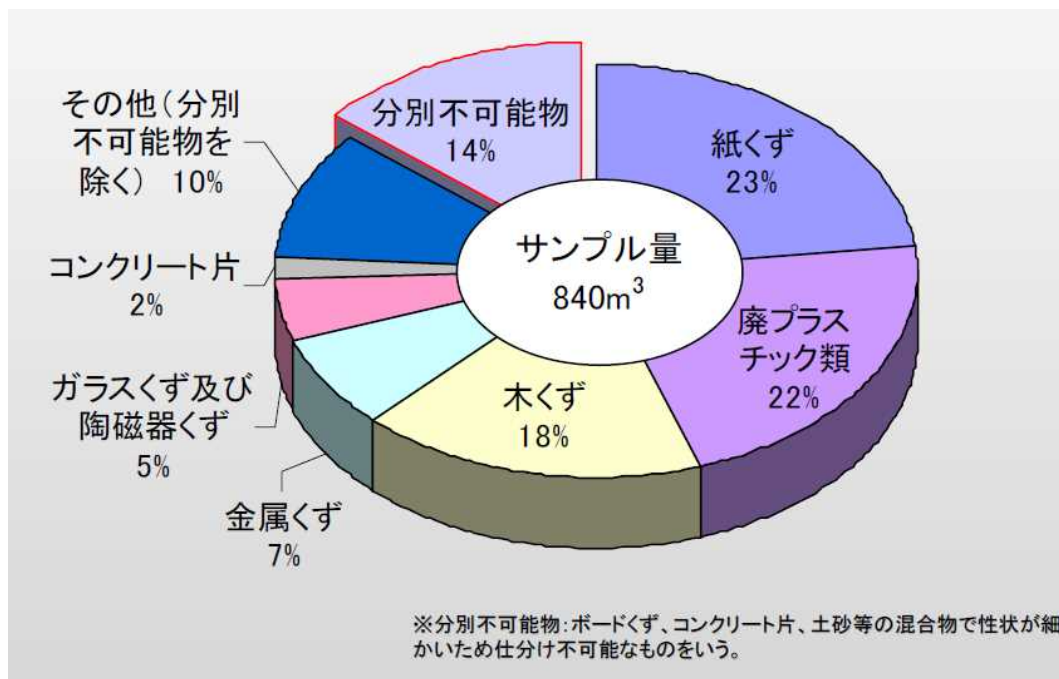


図4 建設混合廃棄物排出量の品目構成 (サンプル調査結果)

参考：建設リサイクルに関する今後の動向 平成17年10月12日 (国土交通省 総合政策局)

下記に示すような品目が建設混合廃棄物として搬出される場合があります。それぞれ適切に分別することで建設混合廃棄物の排出量は削減され、リサイクルも適切に行われます。

混入することで建設混合廃棄物として扱われることが多い品目例	
・石綿含有建材	・電線くず
・廃石膏ボード	・木くず
・廃プラ	・金属くず
・段ボール	・紙くず

### 3. 現場分別のポイント

#### 石膏ボードの分別を優先させます

石膏ボードについては再資源化されるもの以外は、管理型処分場で処分しなければならず、ALC（軽量気泡コンクリート）をコンクリートがらとして再資源化を想定しても、石膏ボードが混入した場合はすべて管理型処分場での直接最終処分となるので注意が必要です。

※平成 11（1999）年 6 月 17 日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、廃石膏ボードは従来の安定型産業廃棄物から管理型産業廃棄物の扱いとなりました。



参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

受入施設の条件に合った分別品目を確認します

工事現場から発生する廃棄物は各種ありますが、排出先及び処分基準がそれぞれ異なるため、受入施設の条件に合うような分別をすることが必要です。具体的には、以下にあげた区分に沿って分別する必要があります。

表1 受入条件に基づいた分別品目案

区分	対象物
1. 再生利用できる品目	①木くず（特定建設資材廃棄物） ②コンクリート塊（特定建設資材廃棄物） ③アスファルト・コンクリート塊（特定建設資材廃棄物） ④ダンボール ⑤その他古紙 ⑥金属くず ⑦石膏ボード、ロックウール吸音版、ALC 等
2. 安定型処分場での処分可能な品目	安定5品目 ①がれき類 ②廃プラスチック類 ③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ④金属くず ⑤ゴムくず
3. 管理型処分場での処分が必要な品目	木くず／紙くず／繊維くずなど
4. 一般廃棄物	生ゴミ／新聞・雑誌／凶面・書類など ⇒ 産業廃棄物と混合させないようにします。

## 4. 現場分別の実施について

### (1) 現場分別の実施手順

#### 1) 現場分別の流れ

建設混合廃棄物の減量を図るためには、当該工事からの建設廃棄物の発生状況、工事現場の状況、周辺の施設状況等に応じた適切な分別を実施し、再資源化等施設へ搬出することが有効です。

以下に現場分別の流れと各項目の作業内容を示します。

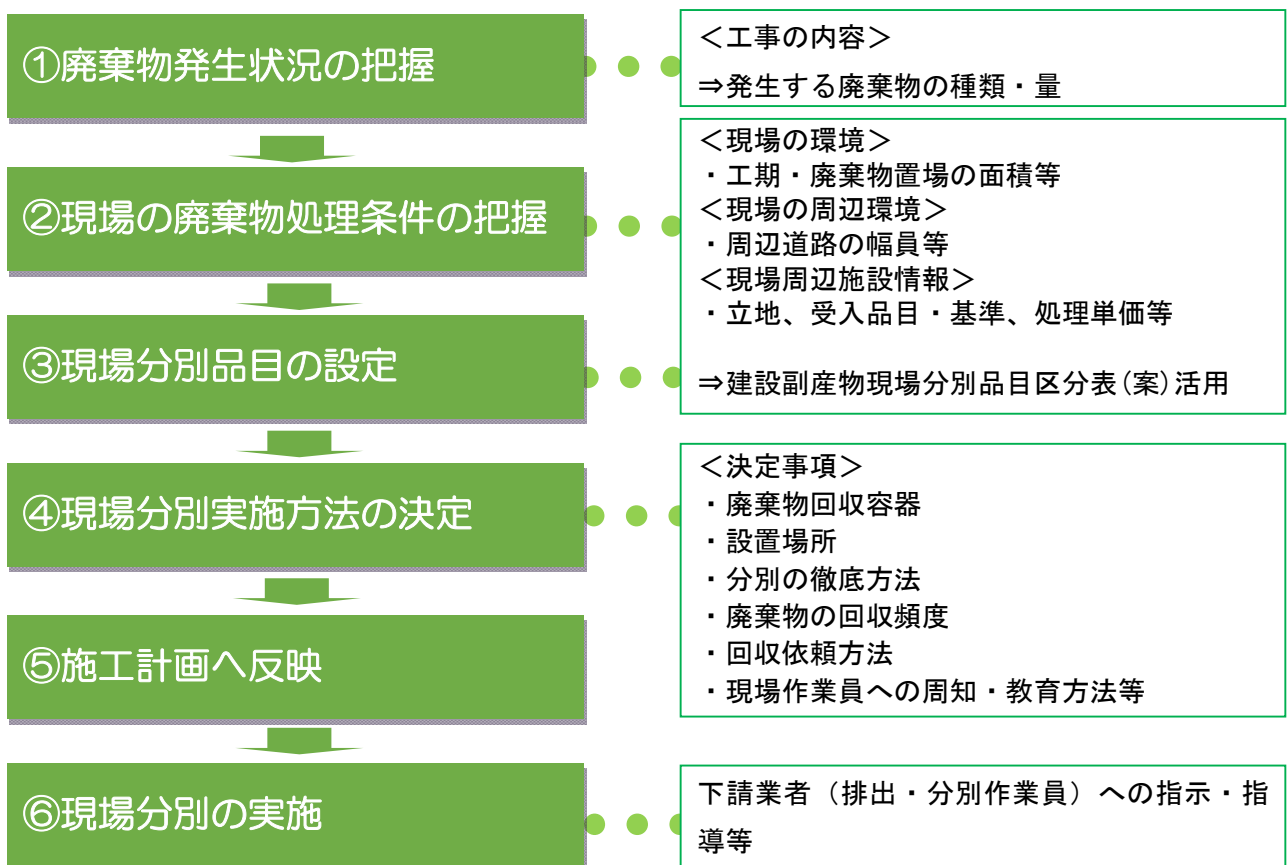


図5 現場分別実施の流れ

上記の①～⑥に関する手順毎の実施内容を8～9頁に示します。なお、①～②は、当該工事の元請業者が単独で行い、③～④は運搬・処理（再資源化等）を委託する業者と協議して行う内容となります。

## 2) 現場分別の実施内容

### ① 廃棄物の発生状況（種類や量）の把握

工事の内容から、発生する廃棄物（搬入した資材・梱包材が廃棄物となるもの等）の種類やそれぞれの量について把握します。

### ② 現場の廃棄物処理条件の把握

工期、廃棄物置き場の面積、周辺道路の幅員、さらには、周辺に立地している再資源化等施設の受入品目、処理単価等を考慮し、別紙“建設副産物現場分別品目区分表(案)”から分別のステージを設定します。

表2 現場の状況に応じたステージの考え方

ステージ	現場環境例	分別の条件
ステージ0	廃棄物置き場狭 工期短	分別スペースに全く余裕がないため、建設リサイクル法などの法令で分別が求められている必要最低限の分別
ステージ1	↑ ↓	ステージ0に、分別しなければ他の建設副産物の再資源化を阻害する品目を追加
ステージ2		ステージ1に、広域認定制度で再資源化できる品目を追加
ステージ3		ステージ2に、マテリアルリサイクルルート、サーマルリサイクルが可能な品目を追加
ステージ4	↓ ↑	ステージ3に、汚れや色の有無により分別可能な品目を追加
ステージ5		ステージ4に、可能な限り分別すべき品目を追加

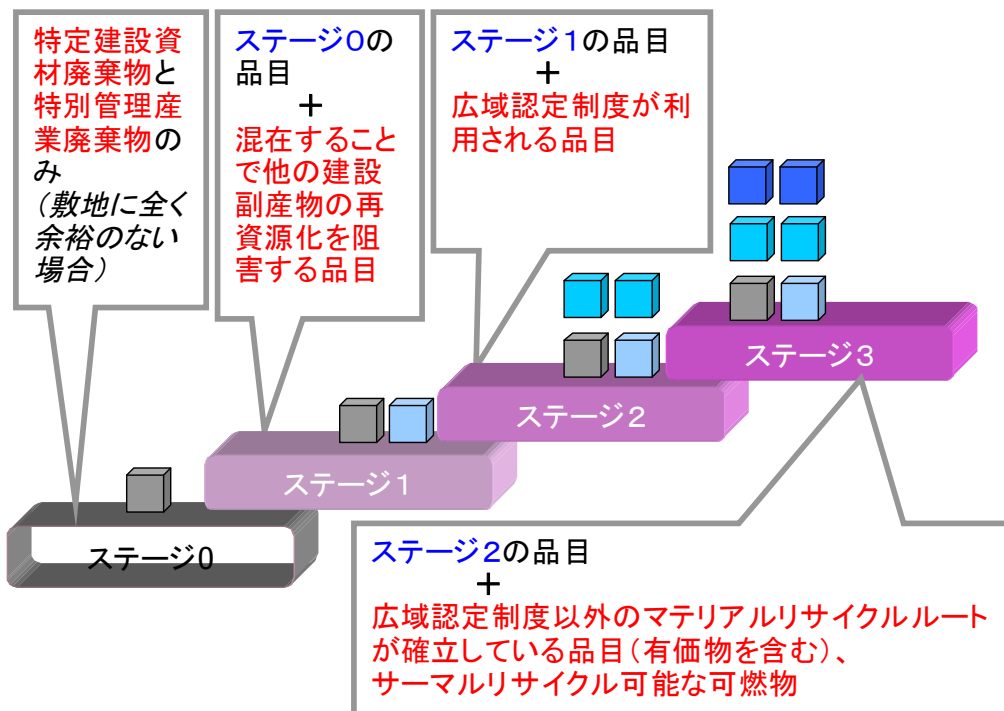


図6 現場の状況に応じた分別品目例

### ③ 現場分別品目の設定

現場分別品目を設定する際は、分別する品目の具体的な内容（廃棄物回収容器に混在してよいもの、いけないもの）について、収集運搬業者や再資源化施設等業者と打合せをすることが有効です。

表3 現場条件に基づき設定した各ステージの分別品目例

ステージ	分別品目例
ステージ0	コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト塊、アスベスト、PCB等
ステージ1	ステージ0+廃石膏ボードなど
ステージ2	ステージ1+グラスウール材、ロックウール材、パーティクルボードなど
ステージ3	ステージ2+廃プラスチック類（一部）・継手、紙くず、金属くずなど
ステージ4	ステージ3+廃プラスチック類（全般）、木くずなど汚れの有無により分別
ステージ5	ステージ4+廃プラスチック（硬質、軟質）、コンクリート塊の大きさや異物付着などにより分別

### ④ 現場分別の実施方法の決定

検討した内容（③で設定した品目や関係者との協議結果等）をもとに、廃棄物回収容器、設置場所、分別の徹底方法、廃棄物の回収頻度、回収依頼方法、現場作業員への周知・教育方法等を決定します（※現場における分別容器の設置は頁10～14に示しました）。

### ⑤ 施工計画への反映

決定した建設副産物の分別方法を踏まえ、リサイクルを含めた施工計画を作成します。（記載項目例を以下に示します。具体的には工事ごとにご判断ください）

- ・ 工事概要等
- ・ 建設副産物の種類・リサイクルの方法等
- ・ 建設副産物の運搬・処理業者
- ・ 現場での分別
- ・ 解体工事計画
- ・ 工事記録写真撮影計画
- ・ 上記6項目に関する現場作業員への指導・教育計画

### ⑥ 現場分別の実施

工事期間中は、計画通りに建設副産物の分別が実施出来ているかを確認し、計画通りにできない場合は、計画の見直しにより状況に応じた現場分別を実施します。

### 3) 現場分別の実施例

#### ステップ1: 分別品目の設定

対象となる建設工事において、小口発生品目(分別しないまま廃棄すると混合廃棄物となって再資源化が困難になる“木くず”・“廃プラ”・“金属くず”・“紙くず”等)について、契約する処理業者と調整し、設定します。

#### ステップ2: 回収用コンテナの設置

建設工事現場のスペース(残地ヤード、資材置き場等でユニック車が立入可能な空間が確保されている場所)に、上記品目毎の分別・回収用に処理業者がユニック車等で搬入したコンテナ(2~4m<sup>3</sup>程度)を設置します。



責任者名及び分別物の表示

分別の実施により、  
再資源化率が向上!



回収用コンテナの設置状況

#### ステップ3: 従事者教育

建設工事従事者に新規入場者研修と日々の作業注意事項として上記品目毎の分別の徹底について現場で実地教育します。

#### ステップ4: 分別・保守・点検

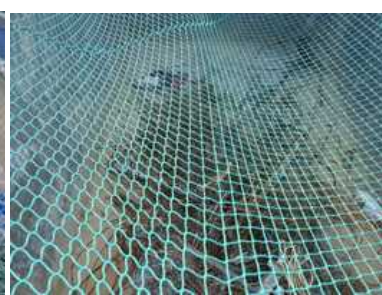
作業完了時に現場責任者(代理人等)が、分別・回収用コンテナ内のゴミ混入状況を点検し、異物が混入していた場合は、作業員に指示し再分別を行います。



木くずの分別状況



廃プラスチックの分別状況



金属くずの分別状況

#### ステップ5: 回収物の搬出及び空コンテナの再配置

コンテナ内容物が満杯となった時点で処理業者に連絡し、巡回による回収・搬出を行うと同時に処理業者が搬入する空コンテナを設置します。

## (2) 現場における分別容器等の設置方法 (例)

現場での分別を行うため、各品目に応じた分別容器を設置します。設置した分別容器には、分別シールや写真などを用いて分別する品目名をわかりやすく表示することが有効です。

### ＜分別容器の設置イメージ＞



管理責任者も必ず明示します。



### ＜分別ヤード＞



参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

### ＜分別シールの例＞

#### 分別ステッカーの例

(社)日本建設業連合会では全ての現場で共通して活用できる分別ステッカーを作成し、個々の現場に分別の必要性を訴えるとともに、現場の作業員に分別方法を徹底させるよう努めています。



参考：公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 パンフレット

食事のごみ、飲料品の空き缶、空き瓶等の一般廃棄物は、建設廃棄物と区分するため、別途ゴミ箱を設置し、一般廃棄物として処分が必要です。

一般廃棄物の容器の設置が困難な場合は、各自ゴミを持ち帰り、建設廃棄物として廃棄しないよう徹底します。

また、ゴミの処分には経費がかかることを明示し、発生抑制にも努めることを啓発することも有効です。



参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

図7 表示看板に処理費を掲示し、コスト面から分別意識を向上させた例

分別容器は、工事現場のストックヤードの広さや廃棄物の発生状況を踏まえ、現場の実態にあった容器を選択します。なお、小型（2.0m<sup>3</sup>以下）の場合は、建設資材として購入するケースが多く、大型（3.5m<sup>3</sup>以上）の場合は、産廃処理業者の貸出（レンタル）があります（参考資料1参照）。

## 5. 現場分別を実施する上での留意事項

- 工種、現場の状況によって、保管場所の確保が難しい場合は、適宜、分別品目の種類、品目数を変えます。また、コンテナの設置が困難な場合は、コンテナの代わりに麻袋等を用いてもかまいません（ただし、風等によって飛ばされないような対策が必要です。また、品目表示を明確にし、品目を混合しないような注意が必要です。）。
- 排出にあたっては、収集運搬車両が過積載とならないよう、コンテナからあふれないようにする必要があります。
- 廃棄物の散乱防止等のため、分別コンテナにはシート、もしくはネットをかけることが有効です（雨水の浸入防止を図るため、シートの方がより可）。
- 現場で分別する品目を、分別容器に張り出すことによって、分別回収はしやすくなります。また、よく排出される品目、名称だけでは良くわからない品目等については、写真付きで張り出すと、より分別回収しやすくなります。



参考：東京都「住宅建設リサイクルマニュアル《解体工事編》」

図8 写真を用いた表示例

- 廃棄物が有価となる場合は、引き渡し方法等について発注者と協議します。
- 特に注意を要する事項についてはポスター等を掲示します。  
(参考資料2参照)

## 参考資料1：分別容器の種類

### ■小型コンテナ（建設資材として購入する場合の一例）



- ・ 1.6m<sup>3</sup> 回転フォーク対応コンテナ
- 内寸サイズ：L1,835×W914×H930mm
- 板厚：底板 3.2mm、側板 3.2mm
- 重量：約 240kg



- ・ 2.0m<sup>3</sup> 強化骨入りコンテナ
- 内寸サイズ：L1,530×W1,220×H1,080mm
- 板厚：底板 3.2mm、側板 3.2mm
- 重量：約 290kg
- 吊り金具：4カ所
- 回転フォーク対応足：2方向さし



- ・ 2.2m<sup>3</sup> エキスパンドコンテナ
- 内寸サイズ：  
L1,830×W1,000×H1,200mm
- 板厚：底板 3.2mm、側板 3.2mm
- ※エキスパンド(網)重量：約 260kg

出展 建設土木資材.com

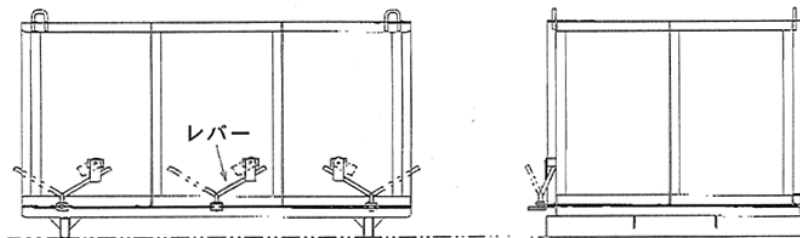
参考 図1 【小型コンテナ(2m<sup>3</sup>)】

■小型底開き式コンテナ（建設資材として購入する場合の一例）

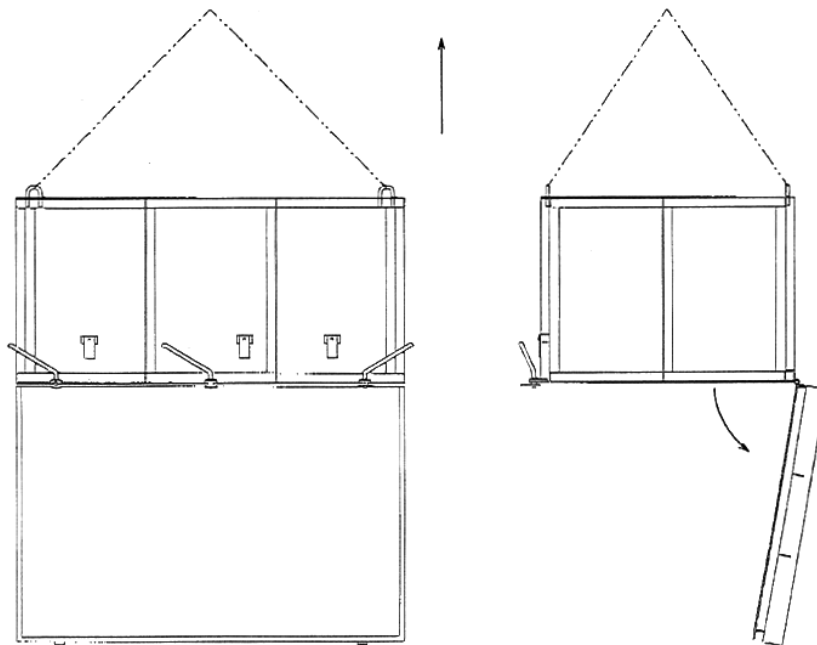


- 2.0m<sup>3</sup> 底開き式コンテナ
- 内寸サイズ：L1,830×W1180×H920  
板厚：底板 3.2mm、側板 2.3mm  
重量：約 315kg

- ①BOXを排出する場所まで移動し、レバーを解除する。  
※BOX本体を吊り上げた状態でレバー解除しないでください。（たいへん危険です）



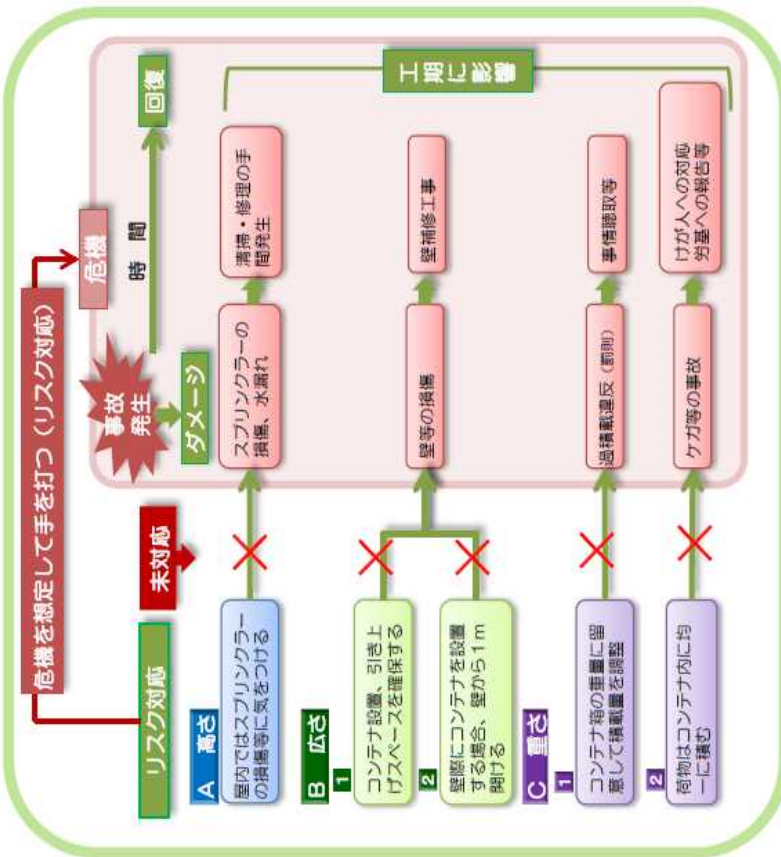
- ②レバー解除後、本体を吊り上げて内容物を排出する。



出展 建設土木資材.com

参考 図2 【底開き式コンテナ(2m<sup>3</sup>)】

# コンテナ車の安全作業のポイント



現場内事故ゼロを目指し、ご協力をお願い致します。



2016.1

# コンテナ車の安全作業のために

## 《現場の方へのお願い》

コンテナ車は、これまで建設廃棄物の収集運搬車両として幅広く利用されてきましたが、コンテナ車特有の物理的特性への不理解が原因で、思わぬ事故を招いてしまうことも少なくありませんでした。

事故を招くと、その復旧に時間やお金がかかるばかりか、工期そのものにも影響を及ぼすことが考えられます。そのような危機を未然に回避するためには、この物理的特性に由来するリスクを踏まえた対応を取る必要があります。

このパンフは、これまでの事例を踏まえ、現場内のコンテナ作業に伴うリスク対応策を「A 高さ」「B 広さ」「C 重さ」の視点から図解したものです。

是非、ご一読頂き、現場ご担当者様とのよりよいコミュニケーションを通じてリスク対応を行い、重大災害（ダメージ）の防止に努めて参りたいと思います。

※ リスク (risk)：ある行動（あるいは行動しないこと）によって、危険に遭う可能性や損害をこうむる可能性のこと（Wikipedia参考）



建設廃棄物協同組合

● リスク回避の為に留意すべき コンテナ車の物理的特性

**A 高さ**

- コンテナ車の最頂点は「空荷コンテナ引き上げ時の最頂点（4t：3.5m（2t：2.7m）+荷物の厚み）」で考えます。

**B 広さ**

- コンテナ引き上げ時には、長さ1.3m（4t）9m（2t）の作業スペースの確保が必要。

**C 重さ**

- 廃棄物の積込重量は、コンテナはこの重量（4t：1t、2t：0.6t）をマイナスして考えます。

**A 高さ** 屋内ではスプリンクラーの損傷等に気をつける

【スプリンクラー設置現場での留意点】  
コンテナ引き上げ時にスプリンクラーと接触しないよう、荷物の始め過ぎにはご注意ください。

【想定リスク】  
コンテナ引き上げ時に、コンテナ積み荷の最頂点が、スプリンクラーにあたり、衝撃でスプリンクラーから消火液（水）が噴出して、辺り一面が水浸しになってしまいます。結果、濡れやスプリンクラーの修理等にお金と時間がかかり、現場工期にも悪影響を及ぼします。

スプリンクラー等で天井が低い場合、コンテナ車の最頂点は、「空荷コンテナ引き上げ時の最頂点+荷物の厚み」となります。事故を防ぐために、積み荷をならして高さを低くする必要があります。

**B 広さ 1 コンテナ設置、引き上げのスペースを確保する**

【想定リスク】  
スペースが狭いために、設置・引き上げに時間が掛かったり、無理な作業によって建物等との接触の危険が生じます。これが現場工期にも悪影響を及ぼします。

4t:13m(2t:9m)のスペース

**B 広さ 2 壁際にコンテナを設置する場合、壁の損傷に注意！**

【壁際にコンテナ設置の留意点】

- ① 壁際に設置する場合は、壁から1m離してコンテナを設置して下さい。
- ② コンテナの前（フック側）に資材などのものを置かないで下さい。

【想定リスク】  
コンテナの角が壁についたり、壁に損傷が生じ、補修にお金と時間がかり、現場工期にも悪影響を及ぼします。

1) 図の場合、コンテナを引き出す際、アームローラー車に対してコンテナが真っ直ぐにならないと、コンテナ後方の角が進行方向の反対側に跳ねて、壁にあたってしまいます。

2) アームのフックがコンテナにかかりにくく、フックのかりが強い場合、引き上げ時にコンテナを脱落させる危険がある。

**C 重さ 1 コンテナ箱の重量に留意し、過積載に注意！**

【積み込み時の留意点】  
コンテナ箱の重量を考慮して、積載物の重さを積載重量の目安をご留意下さい。

- ・4tコンテナ（6㎡・8㎡）⇒ 箱重量1t+荷物3t=4t
- ・2tコンテナ（4㎡）⇒ 箱重量0.6t+荷物1.4t=2t

※ 過積載運転に関しては詳細は、組合（JF）「過積載運転に注意」を必ずお読み下さい。

品目	混雑	がれき	石膏ボード
比重量(㎡)	0.3	1.6	0.5
積込容量(㎡/箱)	4tC	8	1.8
	2tC	4	0.8
			2.8

引き上げ時に、コンテナが重いと傾く。

**C 重さ 2 荷物はコンテナ内に均一に積む**

【積み込み時の留意点】  
壁際に設置のコンテナの場合、積み込み側に片寄って廃棄物が集積されがちになる。廃棄物の集積の際は、コンテナ本体に行き渡り、無駄な空間を作らないようにして下さい。

【想定リスク】  
コンテナ引き上げ時に、コンテナが重いと傾き、コンテナ脱落もしくは車体横転する危険があります。

参考 図3 大型分別容器（大型コンテナ）の搬出・配置に関する注意（例）

# 石膏ボード

ちょっとでも…

## 混廃に入れないで!!

### 法改正

『紙を除外すれば安定型最終処分場への埋立が可能』(平成10年7月16日)

埋立による硫化水素の発生→規制強化

紙を除外しても安定型最終処分場への埋立が『全面禁止』

(平成10年9月1日付)

分別せずに、混合廃棄物として搬出

↓

石膏分が粉状になって全体に付着

↓

管理型最終処分場へ…

処理コストUP!!

リサイクルできない石膏ボードも必ず分別してください

※石膏ボードの分別については裏面に記載しておりますのでご参考下さい。  
分別のご協力よろしくお願い致します!

建設廃棄物協同組合  
TEL:03-5159-8171

建設廃棄物協同組合

### 石膏ボード選別目安

**A品**  
一未使用端材—  
・異物・付着物が無い状態

**B品**  
一使用済み端材—  
・タッカー、ビスが付着  
・接着剤が付着  
・ビニールクロスが付着

クロス付着

**C品**  
一岩綿吸音板付端材—  
・岩綿吸音板が付着(アスベストを含まない)  
・石膏ボード入パーティション

岩綿吸音板付着

**D品**  
一管理型処分品—  
・水濡れ、汚れのひどいもの  
・クロス、岩綿吸音板以外の付着物(タイル、木、モルタル、金属等があるもの)  
・ミンチ状に砕けた状態のもの  
・異物が混入し、選別不可能なもの

タイル付きボード    木くず付きボード

注意!! 「石膏ボードと間違ひやすいもの」

※上記のものを混入しないように注意してください!

## 石綿含有建材は必ず現場分別を

石綿含有建材(スレート板やカラーベスト等)は、中間処理施設では原則として破砕できません。

がれき類や混廃に混ぜないで!!  
分別のご協力をお願いします!

石綿は、スレート板・サイマル板・フレキシブルボード・押出成形のボード、建築用イソグランド・建築用グラスウール・グラスウールマット等があります。

☑ このマークのある物は石綿含有建材です。

### 適正処理の3原則

1. 事前調査
  - ・解体工事を行う場合は、石綿含有建材の使用の有無について事前に調査を行ってください。
2. 分別解体・適正保管
  - ・石綿含有建材がある場合は、飛散しないよう手ばらして分別解体を行い、処分されるまでの間、他の廃棄物と区別して、適正に保管してください。
  - ・解体開始後に、石綿含有建材かどうか不明な物が発生した場合は、必要な調査を行ってください。
3. 適正な委託処理
  - ・委託処理をする場合は、委託契約書、マニフェスト等に「石綿含有産業廃棄物」であることを明記してください。
  - ・収集運搬、処分をする場合は、他の廃棄物に混入しないようにしてください。

石綿含有建材の種類等については、裏面をご覧ください。

建設廃棄物協同組合  
TEL:03-5159-8171

建設廃棄物協同組合

### 1. 石綿含有建材の種類と出荷量

昭和46年～平成13年(30年間)の石綿含有建材出荷量は右図のとおりです。各種スレートが全体の4分の3以上を占めています。

(出) 日本石綿協会資料をもとに作成

### 2. 分別解体・包装

石綿含有建材の手ばらし、分別解体、包装等の動作をお願いします!

### 3. 簡単な識別方法

(埼玉県環境科学国際センター・川崎博士による方法)

15倍のルーペで覗いてみよう! 繊維束に注目!  
石綿の特徴は繊維が束になっていて、簡単に燃えません!

詳しくは当組合のホームページをご覧ください。(http://www.konpaikyo.or.jp/)

※この識別方法は、石綿含有の有無を完全に保証するものではありません。

参考：建設廃棄物協同組合 現場分別PR資料

-18-

## 別紙-建設副産物現場分別品目区分表(案)

分別品目名	名称(仮称)	分別ステージ						具体的な品目例	留意事項等
		5	4	3	2	1	0		
①がれき類(特定建設資材廃棄物)	コンクリート全般	○	○	○	○	○	○	下記品目を含む特定資材廃棄物のコンクリート塊全般	
	コンがら(金属類混入)	○						鉄筋コンクリート	
	コンがら(異物付着)	○						コンクリート塊、鉄筋コンクリート	汚れた土砂、有機性の付着物がある
	コンクリート塊(30cm以上)	○						コンクリート塊	汚れ、異物付着等がない(コンクリートのみ)
	コンクリート塊(30cm未満)	○						コンクリート塊	汚れ、異物付着等がない(コンクリートのみ)
	コンクリート2次製品	○						コンクリート平板、U字溝、コンクリートブロック	コンクリート2次製品などその他特定建設資材廃棄物
	アスファルト塊	○	○	○	○	○	○	アスファルト塊	アスコンがら
	コンクリート系広域認定品	○	○	○	○			ALC	
②がれき類(特定建設資材廃棄物以外)	その他がれき類	○						石材が廃棄物となったもの、セメント瓦	
③ガラスくず	ガラスくず系広域認定品	○	○	○	○			グラスウール材、岩綿吸音板、ロックウール材	汚れ、異物付着・混入がない品目別、メーカー別に分別
	グラスウール等全般	○						グラスウール材、ロックウール材	広域認定製品以外
	その他ガラスくず等	○							残渣物で埋戻し(最終処分)
④廃プラスチック類(塩ビ管含む)	廃プラ系全般	—	○	○				下記品目を含む廃プラ全般	
	廃プラ系(有価物)	○	○	○				PPバンド、ビニールシート、空スプール	汚れ、異物付着・混入無し。品目別に分別。
	塩ビ系(汚れあり)	○	○					壁クロス、長尺シート	汚れ、異物付着・混入有り
	非塩ビ系(汚れあり)	○	○					PPバンド、ビニールシート、空スプール	
	塩ビ系(汚れなし)	○	○					壁クロス、長尺シート	汚れ、異物付着・混入無し
	硬質非塩ビ系(汚れなし)	○						ビニールシート、空スプール	
	軟質非塩ビ系(汚れなし)	○							
	非塩ビ系(汚れなし)	—	○					壁クロス、長尺シート	硬質 軟質
	発泡ウレタン・スチロール	○	○					発泡ウレタン、発泡スチロール	汚れ、異物付着・混入無し
	タイルカーペット	○	○					タイルカーペット	規格のサイズで、汚れ付着物のない物
	プラ系広域認定製品	○	○	○	○			床材	
	塩ビ管全般	○	○					下記品目以外の塩ビ管、塩ビ管継手全般	
	標準色塩ビ管(汚れなし)	○	○	○				標準色の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。標準色塩ビ管。有価物となる場合あり。
	色もの塩ビ管(汚れなし)	○	○					色物の塩ビ管、塩ビ管継手	汚れ、異物付着等がないこと。色もの塩ビ管。
⑤金属くず	金属くず全般	○	○	○				下記品目を含む金属くず全般	
	鉄くず(汚れなし)	○	○	○				鉄筋、H鋼	汚れ、異物付着・混入無し。有価物となる場合あり。
	非鉄くず(汚れなし)	○	○	○				アルミ、ステンレス、銅	汚れ、異物付着・混入無し。有価物となる場合あり。
	電線くず	○	○	○				電線くず	汚れ、異物付着・混入無し。有価物となる場合あり。
⑥紙くず	マテリアル用ダンボール	○	○	○				ダンボール	折りたたみ、雨水等に濡れないこと。有価物となる場合あり。(例:セメント袋、芯材)
	ダンボール(汚れあり)	○	○					汚れや異物混入があるダンボール	折りたたむこと。水濡れを含む。
	紙くず(マテリアル用)	○	○	○				セメント袋、紙製のガムテープ等の芯	ラミネート加工されている紙は不可。雨水等に濡れないこと。
	紙くず(サーマル用)	○	○					ラミネート加工された紙、雨水等に濡れた紙	
⑦木くず	木くず全般	—	—	○	○	○	○	下記品目を含む特定建設資材廃棄物の木くず全般	金属等の異物を含まないこと。
	木くず系広域認定品	○	○	○	○			パーティクルボード、合板	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。品目別に分別。
	柱・梁(汚れなし)	○	○	○				柱、梁	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。
	木くず(汚れなし)	○	○					パーティクルボード、合板、繊維板	ペンキ等の付着がないこと。金属等の異物を含まないこと。
	木くず(汚れあり)	○	○					ペンキ付着物	金属等の異物を含まないこと。
	伐木・伐根	○	○	○				伐木、伐根	竹、葉は除く。金属等の異物を含まないこと。付着している土砂を除去し、適切な寸法に切断する。
⑧繊維くず	繊維くず	○	○					畳(スタイロ畳除く)	
⑨石膏ボード	石膏ボード全般	○	○	○	○	○		下記品目を含む廃石膏ボード全般	
	石膏ボード広域認定製品	○	○	○	○				
	石膏ボード(珪素等混入)	○							珪素、ガミウム混入物
	石膏ボード(汚れなし)	○						廃石膏ボード	原型を保ち、汚れ、異物付着の少ないモノ
	石膏ボード(汚れあり)	○						廃石膏ボード	原型を保ち、汚れ、異物付着、複合有り
⑩アスベスト含有建材	アスベスト含有建材	○	○	○	○	○	○	アスベスト含有建材(石綿含有産業廃棄物)	
⑪複合建材	複合建材(サーマル用)	○	○	○					可燃性複合建材。再生不可
	複合建材(マテリアル用)	○	○	○					品目別に分別。再生可能
⑫可燃性混合廃棄物	可燃性混合廃棄物	○	○	○				可燃性の混合廃棄物全般	
⑬不燃性廃棄物	不燃性混合廃棄物	○	○	○				不燃性の混合廃棄物全般	
⑭混合廃棄物	混合廃棄物	—	—	—	○	○	○	混合廃棄物全般	
⑮危険物・有害物	危険物・有害物	○	○	○	○	○	○	PCB、CCA処理木材、廃石綿	特別管理産業廃棄物は政令で定める収集、処分に従う。